

神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるようにするための環境改善のため、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、医療機関が行う別表に定める小児入院患者付添等環境改善事業とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、補助額とする。
- (2) 前号により算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

(申請書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助

事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価50万円以上(民間団体にあっては30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号、第2号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の実施状況について、事業実施状況報告書(第3号様式)で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

（1）住所又は氏名を変更したとき。

（2）その他申請内容に変更があったとき。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
小児入院患者付添等環境改善事業	(1) 環境改善のための医療機関内の修繕の実施 1 医療機関あたり 7,500 千円 (2) 環境改善のための物品等の購入 医療機関の小児患者に係る 1 床あたり 20 千円	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業に必要な需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費	10 分の 10

※ 本事業は、1つの補助事業者において、(1) (2) のそれぞれで、一定期間（10 年間）につき 1 回限りとする。

第 1 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

年度神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 施設の名称
- 3 事業の種類
- 4 所要額調書 （別紙 1）
- 5 事業計画書 （別紙 2）
- 6 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）
 - (2) 役員等氏名一覧表（第 1 号様式付表）
 - (3) 見積書の写し
 - (4) その他参考となる資料

問合せ先
部署名
電話
メールアドレス

(第1号様式付表)

役員等氏名一覧表

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H, 令和R)	性別 (男・女)	住 所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名
代表者氏名

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

3 所要額調書（変更後） 別紙3

4 事業計画書（変更後） 別紙4

（問合せ先
部署名
電話
メールアドレス）

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

- 1 施設の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業開始年月日
- 4 事業終了予定年月日
- 5 補助事業経費の執行状況
- 6 その他参考となる資料

（問合せ先
部署名
電話
メールアドレス）

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 施設の名称
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書 別紙5
- 4 事業実績報告書 別紙6
- 5 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) 検収調書の写し
 - (3) 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
 - (4) その他別に定める書類等その他参考となる資料

問合せ先
部署名
電話
メールアドレス

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名

年度神奈川県小児入院患者付添等環境改善事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた小児入院患者付添等環境改善事業に係る補助金について、次のとおり報告します。

- 1 施設の名称
- 2 事業区分
- 3 補助金の額の確定額
金 円

（問合せ先
部署名
電話
メールアドレス）